

# プレミアム付商品券を販売しています

**平** 成31年度(令和元年度)の住民税が非課税で購入引換券の交付申請をした方、平成28年4月2日から令和元年9月30日までに生まれたお子さんがいる世帯の世帯主の方には購入引換券を郵送しています。

## 購入方法

自宅に届いた「購入引換券」、購入代金、本人確認書類(運転免許証や健康保険証など)を持参のうえ、次の販売場所でご購入ください。

### ■町福祉保健課

販売日●令和2年2月28日(金)までの平日

販売時間●午前8時30分～午後5時15分

※土・日曜日、祝祭日、年末年始は販売しません。

※11月、12月は毎週水曜日に限り、午後7時まで販売します。

### ■六郷出張所(追加)

販売日●11月6日(水)、11月20日(水)、12月4日(水)、12月18日(水)

販売時間●午前8時30分～午後7時

### ■仙南出張所(追加)

販売日●11月13日(水)、11月27日(水)、12月11日(水)、12月25日(水)

販売時間●午前8時30分～午後7時

購入引換券が届いた方はプレミアム付商品券を購入し、使用することができます。

プレミアム付商品券事業等の詳細については広報美郷9月号15ページをご覧ください。

## 商品券使用期間

令和2年3月15日(日)まで

※使用期間は市区町村によって異なります。

## 商品券使用可能店舗

美郷町内の店舗で登録した事業者

(取扱店を11月29日(金)まで追加募集しています)

## 購入引換券の交付申請は 11月29日(金)までです

プレミアム付商品券を購入するためには、「購入引換券」の交付申請が必要になります。購入対象者と見込まれる方には7月下旬に申請書を郵送していますので、購入を希望する場合は11月29日(金)までに申請してください。なお、購入引換券は申請書の内容を審査したうえで後日郵送します。

※子育て世帯分については申請不要です。

未来へと命を繋ぐ 189(いちはやく)

## 11月は児童虐待防止推進月間です

児童虐待は社会全体で解決すべき課題です。虐待を受けたと思われる子どもを見つけたり、ご自身の出産や子育てに悩んだりしたときは、迷わずご相談ください。

児童相談所  
全国共通  
3桁ダイヤル  **189**

相談窓口

秋田県南児童相談所	☎0182(32)0500
秋田県南福祉事務所	☎0182(32)3294
町福祉保健課福祉班	☎0187(84)4907

「DVかも…」と思ったら、すぐ相談を!

## 11月はDV防止相談月間です

ドメスティック・バイオレンス(DV)とは、夫や恋人など親密な関係にある人から振られる暴力であり、重大な人権侵害です。DVは、身体的暴力のほかに精神的、経済的または性的など、あらゆる形の暴力も含まれます。そのような暴力を受け、どうしたらいいかわからなくなったときは、一人で悩まずに下記までご相談ください。

相談窓口

DV相談ナビダイヤル	☎0570(0)55210
※最寄りの相談窓口を案内します。	
秋田県女性相談所	☎018(835)9052
秋田県警レディース110番	☎0120(028)110
秋田県南福祉事務所	☎0182(32)3294
町福祉保健課福祉班	☎0187(84)4907

## 子どもを健やかに育むために ~愛の鞭ゼロ作戦~

子育てにおいて、しつこく称して、叩いたり怒鳴ったりすることは、子どもの成長の助けにならないばかりか、悪影響を及ぼしてしまう可能性があります。右記のポイントを心掛けながら、子どもに向き合しましょう。

- ①子育てに体罰や暴言を使わない
- ②子どもが親に恐怖を持つとSOSを伝えられない
- ③爆発寸前のイライラをクールダウン
- ④親自身がSOSを出そう
- ⑤子どもの気持ちと行動を分けて考え、育ちを応援



▲詳しくはこちら

問●町福祉保健課 福祉班 ☎0187(84)4907

# メールで『災害情報』をお知らせします!

町では、防災行政無線や緊急告知FMラジオ等で『災害情報』をお知らせしていますが、平成30年度から登録制メールの運用を開始しています。メール配信を希望される方は、次の手順で登録をお願いします。

## メール配信の内容について

1. 避難所の情報【開設・閉設に関すること】
2. 避難情報【①避難準備・高齢者等避難開始 ②避難勧告 ③避難指示(緊急)】
3. クマ目撃情報
4. テストメール(毎月1回、月初め予定)

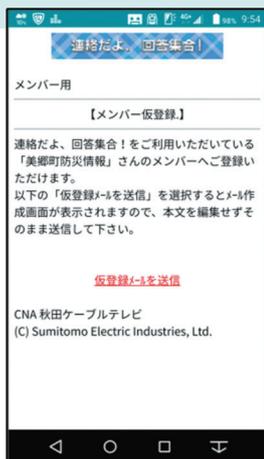
## 携帯電話での登録方法について

**1** 携帯電話のバーコードリーダー機能で右の『QRコード』を読み取り、Eメールアドレス登録ページに接続してください。



基本的に携帯電話のアドレスへの配信を想定していますが、パソコンのアドレスへの配信を希望される方は、町住民生活課までご連絡ください。

**2** 携帯電話の画面に仮登録画面が表示されたら『仮登録メールを送信』ボタンをクリックしてください。



登録制メールは、右に表示されている「連絡だよ、回答集合!」というシステム製品で運用しています。製品名称のため、ご理解のうえ、ご登録をお願いします。

※お使いの携帯電話の機種等により、表示される画面が異なる場合があります。

- ※1 QRコードが読み取れない携帯電話の方は、町住民生活課までお越しいただき、登録することになります。
- ※2 QRコードから登録可能なメールアドレスは、NTTドコモ (@docomo.ne.jp)、au (@ezweb.ne.jp)、ソフトバンク (@softbank.ne.jp、@i.softbank.jp、@ymobile.ne.jp)、Google (@gmail.com)、Apple (@icloud.com) です。
- ※3 仮登録完了のメールが届かない方は、携帯電話の迷惑メール機能が設定されていますので、携帯電話の設定変更をしてください。なお、設定を行ってもメールが届かない、設定方法が分からない方は、携帯ショップなどに相談してください。
- ※4 携帯電話会社やメールアドレスの変更を行った場合は、再登録が必要となります。

**3** 送信メール画面が表示されますので、そのままメールを送信してください。



**4** 本登録のメール案内文に表示されるアドレスをクリックしてください。



**5** メンバー本登録画面が表示されますので、次のとおり進んでください。

- ① 選択してくださいをクリックして『防災情報メール』を選択してください。
- ② 姓、名の欄に名前を入力してください。
- ③ 属性の欄で希望する情報(防災情報・クマ目撃情報)を選択してください(両方選択も可能です)。※何も選択していない場合は両方の配信とします。
- ④ 『決定』ボタンをクリックしてください。



**6** これで登録完了です。

## 携帯電話の設定について

登録アドレスにメールを送信してもメールが戻ってくる方が多数います。毎月1回のテストメールが届かない場合は、携帯電話の設定を確認してください。